

新プロセス移行後の実施要項 記載例	実施要項 記載例
<p style="text-align: center;">〇〇事業 民間競争入札実施要項</p> <p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下、「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。</p> <p>前記を踏まえ、〇〇省は、公共サービス改革基本方針（平成 年 月 日閣議決定）別表（新プロセス移行事業一覧）において民間競争入札の対象として選定された〇〇事業について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。</p> <p>10. 対象公共サービスに係る第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項（法第 14 条第 2 項第 11 号）</p> <p>(1) 実施状況に関する調査の時期 内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成 年 3 月 31 日時点における状況を調査するものとする。</p> <p>(2) 調査の方法 〇〇省は民間事業者が実施した〇〇事業の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする。</p> <p>(3) 調査項目</p> <p>① 本実施要項において、業務の質として設定した項目。 ② 本実施要項において、各業務において確保すべき水準として設定した項目。 ③ 本実施要項での提案を反映し確定した業務の履行状況。</p> <p>(4) 上記調査項目に関する内容については、本業務の実施状況等を報告様式に従い内閣総理大臣へ提出するにあたり、〇〇省に設置する評価委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。また、必要に応じて〇〇省入札等監視委員会とも情報を共有するものとする。</p> <p>11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項（法第 14 条第 2 項第 12 号）</p> <p>(1) 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表 民間事業者の実施状況については、本実施要項 10. に示す報告等を踏まえ、〇〇省において年度毎に取りまとめて監理委員会へ報告するとともに、公表することとする。 また、〇〇省は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立</p>	<p style="text-align: center;">〇〇事業 民間競争入札実施要項</p> <p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下、「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。</p> <p>前記を踏まえ、〇〇省は、公共サービス改革基本方針（平成 年 月 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された〇〇事業について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。</p> <p>10. 対象公共サービスに係る第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項（法第 14 条第 2 項第 11 号）</p> <p>(1) 実施状況に関する調査の時期 内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成 年 3 月 31 日時点における状況を調査するものとする。</p> <p>(2) 調査の方法 〇〇省は民間事業者が実施した〇〇事業の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする。</p> <p>(3) 調査項目</p> <p>① 本実施要項において、業務の質として設定した項目。 ② 本実施要項において、各業務において確保すべき水準として設定した項目。 ③ 本実施要項での提案を反映し確定した業務の履行状況。</p> <p>(4) 上記調査項目に関する内容については、本業務の実施状況等を内閣総理大臣へ提出するにあたり、〇〇省に設置する評価委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。</p> <p>11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項（法第 14 条第 2 項第 12 号）</p> <p>(1) 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表 民間事業者の実施状況については、本実施要項 10. に示す報告等を踏まえ、〇〇省において年度毎に取りまとめて監理委員会へ報告するとともに、公表することとする。 また、〇〇省は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立</p>

入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ通知することとする。また、法第45条に基づき監理委員会から求められた場合には、事業の実施状況等について監理委員会へ報告又は資料の提出を行うこととする。

入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ通知することとする。